



県章

三重県公報

令和7年8月26日（火）

第 646 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
550	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
551	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
552	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	2
553	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	(同)	2
554	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	3
555	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
556	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
557	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	3
558	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	(同)	4
559	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
560	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	4
561	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
562	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	4
563	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
564	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
565	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	6
566	特定計量器の定期検査の実施	(計 量 検 定 所)	6
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	土地区画整理組合の定款の変更認可	(都 市 政 策 課)	8
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(文書・情報公開課)	8
	落札者を決定した旨	(保健環境研究所)	11

告 示

三重県告示第 550 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 8 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
はるひ野総合診療クリニック	鈴鹿市北玉垣町 823-3	令和 7 年 8 月 1 日
ねいろ心クリニック	津市河芸町中瀬 56 コーポフォーチュン C 棟 1 階 102 号室	令和 7 年 8 月 1 日
なかせ在宅診療所	松阪市大黒田町字西出 1238 番 3	令和 7 年 8 月 1 日
阪神調剤薬局 鈴鹿北玉垣店	鈴鹿市北玉垣町西浦 823-3	令和 7 年 8 月 1 日
南漢方薬局	津市新町 1-12-5	令和 7 年 7 月 1 日
あおぞら薬局	伊勢市河崎 2 丁目 322-7	令和 7 年 7 月 1 日
訪問看護ステーション しあわせ	鈴鹿市神戸二丁目 5 番 1 号	令和 7 年 7 月 1 日
アクアみえ津訪問看護	津市一身田平野 405 番地	令和 7 年 7 月 1 日

三重県告示第 551 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 8 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
津ファミリークリニック	津市押加部町 16 番地 46 号	令和 7 年 6 月 30 日
南漢方薬局	津市新町 1-12-5	令和 7 年 6 月 30 日
あおぞら薬局	伊勢市河崎二丁目 322 番地 7	令和 7 年 6 月 30 日
訪問看護ステーションあやめ桑名	桑名市大字桑部 589-1	令和 7 年 7 月 1 日

三重県告示第 552 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 7 年 8 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
伊勢志摩レディースクリニック	伊勢市黒瀬町 671-2	令和 7 年 7 月 1 日
日咲クリニック	名張市希央台 4 番町 82 号	令和 7 年 7 月 7 日
タニグチ歯科医院	志摩市阿児町神明 2130-1	令和 7 年 7 月 1 日

三重県告示第 553 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 7 年 8 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町大字上野 70 の 1	令和 7 年 7 月 1 日

三重県告示第 554 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 7 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
中北 裕規	訪問マッサージ えんぴつ	津市高野 157-1 ミューズパレス高野Ⅱ201 号	令和 7 年 7 月 1 日
安岡 勇太	鈴鹿岡田鍼灸整骨院	鈴鹿市岡田 3-2-1	令和 7 年 7 月 1 日
西塚 康弘	にしづか接骨院	桑名市大字下深谷部字八ツ橋 2285-3	令和 7 年 8 月 5 日

三重県告示第 555 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
はるひ野総合診療クリニック	鈴鹿市北玉垣町 823-3	令和 7 年 8 月 1 日
ねいろ心クリニック	津市河芸町中瀬 56 コーポフォーチュン C 棟 1 階 102 号室	令和 7 年 8 月 1 日
なかせ在宅診療所	松阪市大黒田町字西出 1238 番 3	令和 7 年 8 月 1 日
阪神調剤薬局 鈴鹿北玉垣店	鈴鹿市北玉垣町西浦 823-3	令和 7 年 8 月 1 日
南漢方薬局	津市新町 1-12-5	令和 7 年 7 月 1 日
あおぞら薬局	伊勢市河崎 2 丁目 322-7	令和 7 年 7 月 1 日
訪問看護ステーション しあわせ	鈴鹿市神戸二丁目 5 番 1 号	令和 7 年 7 月 1 日
アクアみえ津訪問看護	津市一身田平野 405 番地	令和 7 年 7 月 1 日

三重県告示第 556 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
津ファミリークリニック	津市押加部町 16 番地 46 号	令和 7 年 6 月 30 日
南漢方薬局	津市新町 1-12-5	令和 7 年 6 月 30 日
あおぞら薬局	伊勢市河崎二丁目 322 番地 7	令和 7 年 6 月 30 日
訪問看護ステーションあやめ桑名	桑名市大字桑部 589-1	令和 7 年 7 月 1 日

三重県告示第 557 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 7 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
伊勢志摩レディースクリニック	伊勢市黒瀬町 671-2	令和 7 年 7 月 1 日

日咲クリニック	名張市希央台 4 番町 82 号	令和 7 年 7 月 7 日
タニグチ歯科医院	志摩市阿児町神明 2130-1	令和 7 年 7 月 1 日

三重県告示第 558 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 7 年 8 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町大字上野 70 の 1	令和 7 年 7 月 1 日

三重県告示第 559 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 7 年 8 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
中北 裕規	訪問マッサージ えんびつ	津市高野 157-1 ミューズパレス高野Ⅱ201 号	令和 7 年 7 月 1 日
安岡 勇太	鈴鹿岡田鍼灸整骨院	鈴鹿市岡田 3-2-1	令和 7 年 7 月 1 日
西塚 康弘	にしづか接骨院	桑名市大字下深谷部字八ツ橋 2285-3	令和 7 年 8 月 5 日

三重県告示第 560 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 7 年 8 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450201146	株式会社菜の花	三重県四日市市八千代台三丁目 1 番地 67	n a n o h a n a 保々	四日市市高見台 1 丁目 5-1 ホワイトハウス	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 7 年 8 月 1 日

三重県告示第 561 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 8 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450300203	社会福祉法人けやき福祉会	三重県鈴鹿市石薬師町字寺東 452 番地 68	放課後等デイサービスセンター鈴鹿清寿苑	鈴鹿市石薬師町字西裏 2081 番地 1	放課後等デイサービス	令和 7 年 7 月 10 日

三重県告示第 562 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410702316	一般社団法人敬心会	三重県松阪市小野江町 64 番地 3	訪問介護事業所あん	松 阪 市 小 野 江 町 64 番 地 3	居宅介護	令和 7 年 8 月 1 日
2410503847	特定非営利活動法人なかよし	三重県伊勢市小俣町相合 949 番地 9	ヘルパーステーションなかよし	津 市 中 河 原 613-1	居宅介護（共生型）、重度訪問介護（共生型）	令和 7 年 8 月 1 日
2410503714	合同会社とくい	三重県津市久居一色町 1579 番地 3	ひといろ	津 市 久 居 一 色 町 1579 番 地 3	同行援護	令和 7 年 8 月 1 日
2410302190	有限会社リビン グスペース	三重県三重郡菰野町大字竹成 1689 番地	デイサービス えにし	鈴 鹿 市 長 太 旭 町 二 丁 目 5 番 29 号	生活介護（共生型）	令和 7 年 8 月 1 日
2410702324	合同会社和花	三重県松阪市駅部田町 641 番地 5	ホームケアわか生活介護	松 阪 市 大 黒 田 町 564 番 地 2	生活介護	令和 7 年 8 月 1 日
2411000207	特定非営利活動法人まぐのりあ	三重県尾鷲市大字向井 151 番地 1	楽家	尾 鷲 市 新 田 町 13 番 1 号	生活介護	令和 7 年 8 月 1 日
2410202689	有限会社オオシマ	三重県鈴鹿市上田町 243 番地の 6	日中サービス支援型障がい者グループホームノーマライエイトあかほり	四 日 市 市 赤 堀 三 丁 目 12 番 31 号	短期入所	令和 7 年 8 月 1 日
2412220440	株式会社ワンプ レイス	三重県四日市市生桑町 234 番地 1	わかばハウス菰野	三 重 郡 菰 野 町 大 字 宿 野 693 番 地 15	短期入所	令和 7 年 8 月 1 日
2410202671	株式会社鈴鹿 A P	三重県鈴鹿市南玉垣町 6899	らいと事業所	四 日 市 市 智 積 町 6254 番 地 1	就労継続支援 B 型	令和 7 年 8 月 1 日
2410302182	合同会社星空	三重県四日市市貝家町 162 番地 4	ほしぞらファーム	鈴 鹿 市 深 溝 町 1669 番 地	就労継続支援 B 型	令和 7 年 8 月 1 日
2411300839	社会福祉法人サン フラワー名張	三重県名張市滝之原字杼ノ木 1653 番地 1	サンフラワー名張ファクトリー	名 張 市 滝 之 原 1653-1	就労継続支援 B 型	令和 7 年 8 月 1 日
2420202166	有限会社オオシマ	三重県鈴鹿市上田町 243 番地の 6	日中サービス支援型障がい者グループホームノーマライエイトあかほり	四 日 市 市 赤 堀 三 丁 目 12 番 31 号	共同生活援助	令和 7 年 8 月 1 日
2422220299	株式会社ワンプ レイス	三重県四日市市生桑町 234 番地 1	わかばハウス菰野	三 重 郡 菰 野 町 大 字 宿 野 693 番 地 15	共同生活援助	令和 7 年 8 月 1 日

三重県告示第 563 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止 年 月 日
2410300319	有限会社安寿	三重県鈴鹿市安塚町 1554 番地	さと和訪問介護事業所	鈴 鹿 市 安 塚 町 1554	居宅介護、重度訪問介護	令和 7 年 7 月 19 日
2412220390	株式会社ワンプ レイス	三重県四日市市生桑町 234 番地 1	わかばハウス菰野	三 重 郡 菰 野 町 大 字 宿 野 693 番 地 15	短期入所	令和 7 年 7 月 31 日
2410502005	株式会社プレサ ージュ	三重県津市高洲町 23 番 25 号	アトリエいずみ事業所	津 市 河 芸 町 千 里 ケ 丘 42	就労継続支援 A 型	令和 7 年 8 月 1 日

				番地 36		
2410502666	合同会社おうば いとうり	三重県津市久居幸 町 1104 番地	コーヒーハウスひび うた	津市久居幸 町 1104 番地	就労継続支援 B型	令和 7 年 6 月 30 日
2422220273	株式会社ワンプ レイス	三重県四日市市生 桑町 234 番地 1	わかばハウス菰野	三重郡菰野 町 大字宿野 693 番地 15	共同生活援助	令和 7 年 7 月 31 日

三重県告示第 564 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 2 項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者から当該指定地域相談支援事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 8 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事 務所の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	障害福祉サー ビスの種類	廃 止 年月日
2430800678	社会福祉法人四 季の里	三重県四日市市西 日野町 2806 番地 1	相談支援センター よろず	伊勢市二俣 1 丁目 1-22 (伊 勢二俣ビル 2 F)	地域移行支援、 地域定着支援	令和 7 年 7 月 10 日

三重県告示第 565 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 8 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 保安林予定森林の所在場所

度会郡大紀町金輪字二ノ谷 200 から 207 まで、202 の 1、206 の 1、208 から 210 まで（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、宇鉢山 211、212、212 の 1、213 の 1、213 の 2、214、216、216 の 1、217、222 から 227 まで、213（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 566 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、いなべ市、木曽岬町、東員町及び桑名市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 7 年 8 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 7 年 10 月 6 日（月）	午前 11 時から 午後 3 時まで	いなべ市藤原文化センター
令和 7 年 10 月 7 日（火）	午前 11 時から 午後 3 時まで	いなべ市 旧大安庁舎
令和 7 年 10 月 8 日（水）	午前 11 時から	いなべ市員弁庁舎（旧うりぼう前）

	午後 3 時まで	
令和 7 年 10 月 9 日（木）	午前 11 時から 午後 3 時まで	いなべ市役所保健センター棟裏（検診バス駐車場）
令和 7 年 10 月 10 日（金）	午前 11 時から 午後 2 時まで	木曽岬町役場
令和 7 年 10 月 15 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	東員町役場
令和 7 年 10 月 16 日（木）	午前 11 時から 午後 3 時まで	桑名市 多度まちづくり拠点施設（旧多度公民館）
令和 7 年 10 月 17 日（金）	午前 11 時から 午後 3 時まで	桑名市 長島地区市民センター（旧長島町総合支所）
令和 7 年 10 月 20 日（月）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	桑名市役所（立体駐車場西隣）
令和 7 年 10 月 21 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

- 令和 7 年 8 月 26 日
- 三 重 県 知 事 一 見 勝 之
- 1 調査を行った者の名称

伊勢市

2 調査を行った期間

令和元年 7 月から令和 6 年 3 月まで

3 成果の名称

伊勢市河崎 2 地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

伊勢市大字河崎二丁目地内

5 認証年月日

令和 7 年 8 月 8 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

- 令和 7 年 8 月 26 日
- 三 重 県 知 事 一 見 勝 之
- 1 調査を行った者の名称

東員町

2 調査を行った期間

令和 5 年 12 月から令和 6 年 6 月まで

3 成果の名称

東員町六把野新田地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

東員町大字六把野新田地内

5 認証年月日

令和 7 年 8 月 8 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証し

ました。

令和7年8月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
南伊勢町
- 2 調査を行った期間
令和4年7月から令和6年6月まで
- 3 成果の名称
南伊勢町（大字五ヶ所浦の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
南伊勢町大字五ヶ所浦地内
- 5 認証年月日
令和7年8月8日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、桑名市播磨西部土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可しました。

令和7年8月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
桑名市播磨西部土地区画整理組合
桑名市中央町二丁目36番地
- 2 事業施行期間
令和6年12月27日から令和17年3月31日まで
- 3 施行地区
桑名市大字播磨字笹尾、仏谷、奥上谷、大代、欠之前、大字下深谷部字桃ノ木谷、小次郎谷、鞍之谷、山王、蛇谷、大字蛸塚新田字欠ノ前、大谷、大字西方字鳩ヶ巣及び陽だまりの丘一丁目の各一部
- 4 設立認可の年月日
令和6年12月27日
- 5 変更認可の年月日
令和7年8月26日

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年8月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
高速複写機及び付属オプション 2セット
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 履行期限
令和7年12月1日（月）から令和12年3月31日（日）まで
 - (4) 納入場所
三重県津市広明町13番地 三重県本庁舎地下1階（高速コピー室）
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和7年9月19日（金）11時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 仕様書に掲げる機能を有することを示す「機能証明書」

(5) 仕様書に掲げるメンテナンス体制が整備されていることを示す「メンテナンスサービス体制証明書」

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課総務班 担当 渡邊

電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部文書・情報公開課 担当 中井

電話 059-224-2167 ファクシミリ 059-224-3039

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和7年9月19日（金）11時まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年9月25日（木）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年9月25日（木）17時までに通知書を発送しま

す。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年10月9日（木）14時40分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年10月9日（木）14時40分

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務班

案件名 高速複写機及び付属オプションの賃貸借契約

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年10月9日（木）15時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Leased:

High-Speed Copy Machine with Accessories (2 sets)

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 14:40 P.M. on Thursday, October 9, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 14:40 P.M. on Thursday, October 9, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 15:00 P.M. on Thursday, October 9, 2025.

(4) Managing Authority:

Document and Information Disclosure Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2167 FAX:059-224-3039

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年8月26日

三重県知事 一 見 勝 之

1	特定役務の名称	高速液体クロマトグラフ四重極型質量分析計一式の購入及び保守点検業務
2	担 当 部 局	三重県四日市市桜町 3684-11 三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課
3	落 札 者 決 定 日	令和7年8月5日
4	落 札 者	三重県四日市市小林町 3025-508 株式会社栄屋理化四日市営業所 四日市営業所所長 河合 賢一
5	落 札 金 額	入札価格 19,566,780 円 契約金額 21,523,458 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和7年6月17日

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
